|  |  |
| --- | --- |
| 水栓番号 | 第　　　　　　　　　　　号 |

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　三原市水道事業　　三 原 市 長　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者（給水装置の所有者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　　　　　　　（　　　　）給水装置権利（統合・分割・放棄）届　次のとおり，私が所有する給水装置の権利を（　統合　・　分割　・　放棄　）したいので，裏面に記載する条件を承諾のうえ届け出ます。なお，これにより使用しない権利が生ずる場合は，放棄します。 |
| 給水装置設置場所 | 三原市 |
| 届出理由 |  |
| 変更前の口径及び水栓番号 | φ　　　㎜×　　　　個 | 水栓番号 |  |
| φ　　　㎜×　　　　個 | 水栓番号 |  |
| φ　　　㎜×　　　　個 | 水栓番号 |  |
| 変更後の口径及び水栓番号 | φ　　　㎜×　　　　個 | 水栓番号注１） |  |
| φ　　　㎜×　　　　個 | 水栓番号注１） |  |
| φ　　　㎜×　　　　個 | 水栓番号注１） |  |
| 使用しない権利 | φ　　　㎜×　　　　個 | φ　　㎜×　　　　個 |
| 統合・分割を伴わない水栓の放棄 | φ　　　㎜×　　　　個 | 水栓番号 |  |
| φ　　　㎜×　　　　個 | 水栓番号 |  |

注１）「統合」の場合に，記入すること。

※　「統合」・「分割」を行う場合は，公図及び登記事項証明書等を添付すること。

※　個人が手書きしない場合及び法人又は個人事業者の場合は，記名押印してください。

|  |
| --- |
| 受付 |
|  |

【管理者使用欄】

|  |  |
| --- | --- |
| データ更新 | 給水台帳整理 |
|  |  |

|  |
| --- |
| 施工承諾条件　１　使用しない給水装置は，配水管等へ取り付けた分岐部分からすべて撤去し，配水管等を原形に復すこと。また，これに係る費用は届出者が負担すること。　２　当該装置を撤去する場合は，管理者に撤去工事の申込みを行うこと。　３　路面を含めた復旧方法等については，管理者及び当該道路管理者等の指示に従うこと。　４　使用しないメーターが設置されているときは，これを直ちに管理者へ返却すること。　５　当該装置の権利を放棄するにあたり，納付した加入分担金及び手数料が還付されないこと。　６　権利を放棄した後に，新たに給水装置が必要となったときは，所定の手続きを行うとともに，これに係る必要な加入分担金及び手数料を管理者に納付すること。 |